

第3号議案

新日本美術協会会則 一部改正 (案)

(改正条文)

現行条文	改正 (案)	記 事
<p>第10条 本会に顧問・特別会員・名誉会員・賛助会員を置くことができる。</p>	<p>第10条 本会に顧問・特別会員・名誉会員・賛助会員、永年会員を置くことができる。</p>	「永年会員」を付け加える
<p>1. 顧問・特別会員は委員会の推薦により代表が委嘱し、代表の諮問に応じ助言する。</p>		現行どおり。
<p>2. 賛助会員は本会の目的・事業に賛助できるものを代表が委嘱する。</p>		現行どおり。
<p>3. 名誉会員は本会の運営発展に貢献し業績のあった人に贈られる賞賛と尊敬の念を示す称号であり、委員会で推薦する。</p>		現行どおり。
	<p>4. 永年会員は本会に永年在籍し尊敬の念を示す称号であり、委員会で推薦し、本人の了承を得る。</p>	永年会員の資格及び活動復帰等は細則に定める。

付則 平成29年6月24日 一部改正

(細 則)

	<p>[永年会員]</p> <p>1. 永年会員とは、本人に関わる事由により継続して会員活動に参加できない会員である。</p> <p>2. 永年会員の資格は5年以上会員活動をした会員が該当する。</p> <p>3. 本人の希望と委員会での承認により会員活動に復帰することができる。</p> <p>4. 10条該当者は、年会費を免除する。但し、出品する場合は、出品料を納入する。</p>	新たに細則に加える。
--	--	------------

細則 平成29年6月24日 一部改正